

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月及び同年 12 月、59 年 6 月、60 年 3 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月及び同年 12 月  
② 昭和 59 年 6 月  
③ 昭和 60 年 3 月  
④ 昭和 60 年 12 月

申立期間について、ねんきん定期便では「空いている期間」とされているが、所持する年金手帳では、国民年金の加入期間となっており、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録では未加入期間とされているが、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、いずれの申立期間についても国民年金被保険者資格を取得していたことが確認できる上、オンライン記録と申立人の所持する年金手帳との間においても、申立期間に係る国民年金被保険者の資格記録及び種別記録に齟齬<sup>そご</sup>があることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間に近接する時期である昭和 58 年 9 月の国民年金の記録が、平成 23 年 6 月 15 日に年金事務所によって「未加入」から「納付済み」に訂正されている上、申立期間を除き 10 回以上に及ぶ厚生年金保険と国民年金の切替手続が適切に行われていることを踏まえると、申立人は、申立期間において国民年金に加入していたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付済みであり、納付意識の高さがうかがわれる上、申立期間

は計5か月と短期間であることから、申立期間の保険料のみが納付されていないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 734

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年3月まで

申立期間当時、住み込みで勤務していた事業所において、事業主である所長又は経理事務を担当していた所長の母が、私の国民年金保険料を毎月の給与から差し引いて、所長の保険料と一緒に集金人に納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立期間当時、勤務していた事業所の所長又はその母が申立期間の保険料を集金人に納付してくれていたと思うとしているが、両人とも既に他界していることから、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、申立期間後の昭和43年6月26日にA市において払い出されており、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったことから、申立期間の国民年金保険料を納付することができない上、当該払出時点において、申立期間のうち、37年1月から41年3月までは、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、A市作成の国民年金被保険者名簿によると、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料が同年7月13日付けで遡って納付されている記載があるものの、申立期間の保険料を納付した記載は無く、同名簿における保険料の納付記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索しても、申立人

に対して、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。